

奈良県告示第百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、外川土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年八月二十日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の役名、氏名及び住所

理事 石井 元

大和郡山市外川町三一〇